

令和8年台風第25号に伴う災害により

被災された被保険者等にかかる健康保険の取り扱いについて

令和8年9月24日
徳洲会健康保険組合

このたびの災害により被災された皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当健康保険組合では、保険医療機関等で受診された場合に支払う一部負担金等について免除することとします。

具体的な取り扱いについては、下記のとおりとしますので、対象となられる方につきましては、申請いただきますようお願いいたします。

記

1 対象者

災害救助法の適用市町村に住所を有する被保険者及び被扶養者で次のいずれかに該当する場合。

- (1) 住家の全半壊またはこれに準ずる被災をした方
- (2) 被保険者が死亡または重篤な傷病を負った方
- (3) 被保険者の行方が不明である方

※ 災害救助法適用の市町村は、内閣府ホームページ等からご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2 一部負担金等の免除申請について

当健康保険組合に一部負担金等減額・免除・徴収猶予申請書（ホームページより取得してください。）に罹災証明書等の写しを添付のうえ申請してください。申請後確認のうえ、健康保険一部負担金等免除証明書を送付します。

3 免除期間

災害救助法適用年月日から令和9年2月28日まで。